

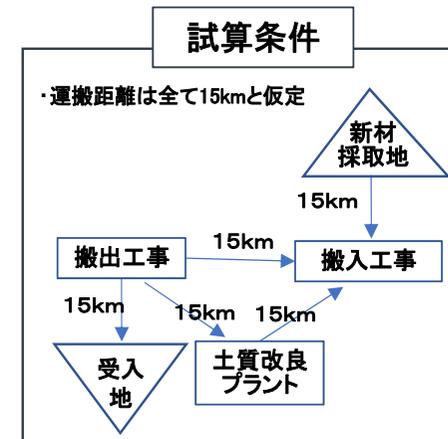
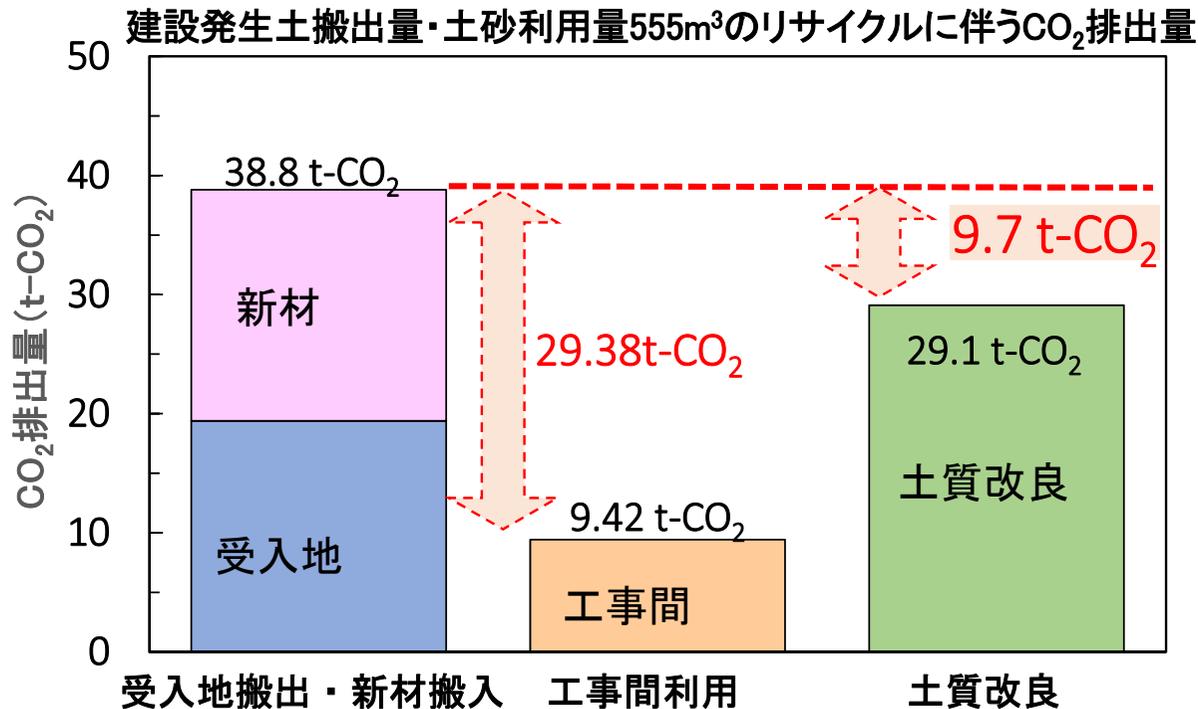
# 建設発生土土質改良土はCO<sub>2</sub>排出量削減効果有

京都大学大学院地球環境学堂 加藤智大助教の研究成果

- ▶ 建設発生土搬出量555m<sup>3</sup> (注) を①リサイクルしない (全量受入地へ搬出し同量の新材を利用する) 場合、②555m<sup>3</sup>全量を工事間(直接)利用する場合、③ 555m<sup>3</sup>全量を土質改良プラントで改良して利用する場合の3ケースのCO<sub>2</sub>排出量を試算

注: 資源有効利用促進法対象土量500m<sup>3</sup>超に相当する、積載量5.55m<sup>3</sup>/台のダンプ100台分の土量

- ▶ 試算結果は①38.8t-CO<sub>2</sub> ②9.42t-CO<sub>2</sub> ③29.1t-CO<sub>2</sub>
- ▶ 土質改良利用は、リサイクルしない場合よりCO<sub>2</sub>排出量が9.7t-CO<sub>2</sub>少ない  
9.7t-CO<sub>2</sub>はスギ1,100本の森林(1.1ha)に相当



注: 国交省「H30年度建設副産物実態調査結果」による建設発生土運搬距離は次のとおり。  
(搬出量による加重平均値の全国値)  
他工事・土質改良プラントへの搬出 13.1km  
受入地への搬出 14.0km

# (一社)全国建設発生土リサイクル協会 (JASRA)は 国交省へ「土質改良プラント・ストックヤード」活用の明確化」提案

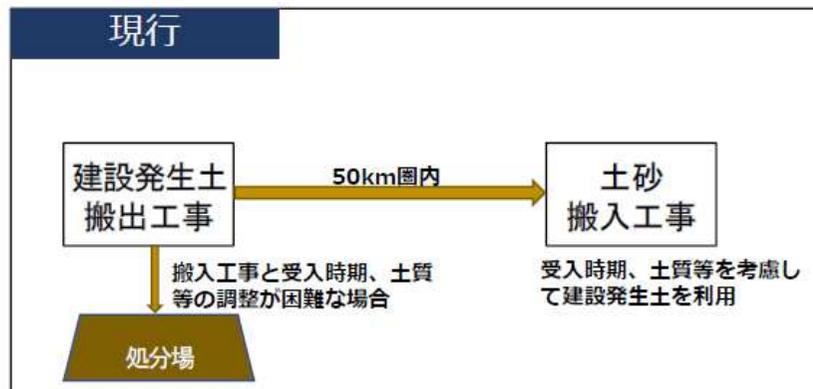
国交省「建設リサイクル推進施策検討小委員会」のオブザーバ団体であるJASRAは  
2024年7月2日開催された第17回委員会にて工事間利用徹底のために提案

第17回委員会資料3-6 [https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204\\_recycle01.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_recycle01.html)

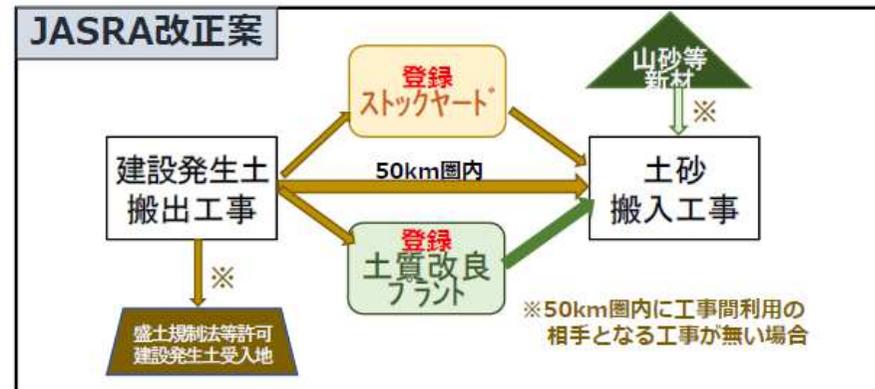
## テーマ2:「循環経済 建設発生土の工事間利用調整」に関して (2) 建設発生土工事間利用徹底のための提案①

### 国交省「リサイクル原則化ルール」建設発生土に係る改正

#### — 工事間利用における土質改良プラント・ストックヤード活用の明確化 —



- ①建設発生土の工事現場からの搬出  
工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。
- ②建設発生土および建設汚泥処理土の利用  
工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。



- ①建設発生土搬出工事  
・工事現場外へ搬出する建設発生土は、原則として50km範囲内の他工事(民間工事を含む、以下、同じ)へ搬出する。  
・他工事と受入時期、土質が一致しない場合は、「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤード、土質改良プラントにて受入時期、土質を調整するものとする。  
・50km範囲内に他工事が無い場合は、盛土規制法等許可・届出済の建設発生土受入地へ搬出することを妨げない。
- ②土砂利用工事  
・工事現場外から搬入する土砂は、原則として50km範囲内の他工事の建設発生土とする。  
・他工事と受入時期、土質が一致しない場合は、「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤード、土質改良プラントにて受入時期、土質を調整するものとする。  
・50km範囲内に他工事が無い場合は、新材を利用することを妨げない。
- 注:登録施設は、自治体認定又は民間団体による第三者認証を受けた施設を優先利用  
①②とも他工事との距離が50kmを超えることを制限しない。